

## (一社) 岐阜県発明協会郡上支会 発明申請経費補助金交付規則

### (総 則)

第1条 この規則は、郡上市内における産業振興を図るため、発明に関する申請に係る経費について、この規則の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象)

第2条 補助金の対象となる申請は、次のとおりとする。

1 郡上支会において、受理された案件。

(1) 受理をする条件は、出願をしてから2年以内に、郡上市創意くふう展に出展された作品に限る。

2 市内の小規模企業(法人従業員20人以下)及び市内に事業所又は住所を有する個人において、補助金の交付は原則として、同一年度内に5万円上限とする。

(1) 市内の小規模企業とは市内に事業所又は工場を有する企業とする。

3 補助対象経費の1/2以内の額で、上限は次条の通りとする。

(1) 補助対象経費は、特許庁への出願に要する出願手数料、電子化手数料及び代理人費用とする。

### (補助金額)

第3条 補助金額は、次のとおりとする。

1 特許出願 5万円以内

2 実用新案登録出願 4万円以内

3 意匠出願 3万円以内

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を郡上支会長に提出しなければならない。

1 特許庁への申請番号の確認できる書類

2 補助金交付申請書(別記様式一号)

### (雑 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は郡上支会長が定める。

附 則 この規則は、平成12年6月6日から施行する。

平成23年 4月 1日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正

令和 5年 7月 4日一部改正

令和 6年 6月17日一部改正